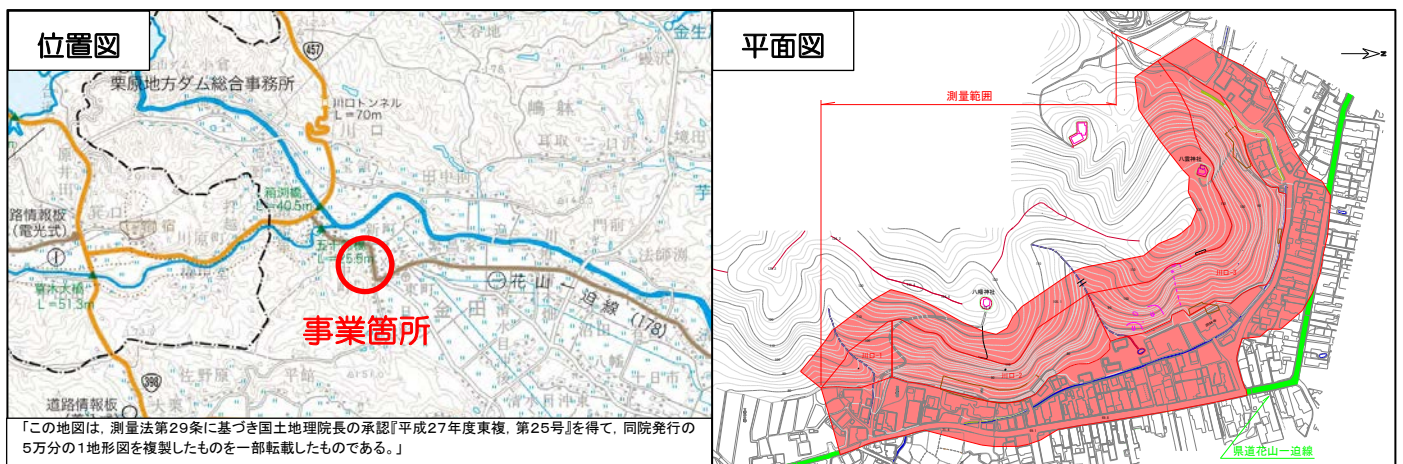


川口急傾斜地崩壊対策事業説明会を開催しました。

栗原市一迫川口地区の住宅地の背後は急峻な丘陵地が連続しており、平成24年10月に土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等を指定しています。

急峻な斜面の崩壊など土砂災害の発生を防ぎ、地域の安全・安心な暮らしを確保するため、今後川口地区において急傾斜地崩壊対策事業に着手していくこととしています。

今回、事業説明会を開催し、地域住民の皆様にご理解を賜ると共に、測量をするにあたり土地の立ち入りについて承諾を得ました。



開催概要・状況

1. 日時 平成31年3月12日(火) 19時00分～
2. 場所 一迫農村環境改善センター
3. 出席者 関係地権者及び地域住民 31人
4. 説明内容 (1)川口急傾斜地崩壊対策事業について
(2)今後の事業工程について
5. 主な意見について
 - ・急傾斜崩壊危険区域に指定されると、自分の敷地の木を切るにも知事の許可が必要なのか。
 - ・水の処理を考慮した上で対策工法を検討していただきたい。
 - ・土地の立ち入りについて、本日出席していない人にも承諾を得てほしい。等



説明会状況

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所 河川砂防班

987-2251 宮城県栗原市築館藤木5-1(栗原合同庁舎)

TEL 0228-22-2193

FAX 0228-22-9049

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/nh-khdbk/>

E-mail : nh-khdbkks@pref.miyagi.lg.jp

